

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの  
検討の充実に向けた事務局ヒアリング  
議事概要

1 日 時：令和6年12月5日（木）10:45～

2 場 所：個人情報保護委員会

3 出席者：

(1) ヒアリング対象者：

一般社団法人新経済連盟

一般社団法人日本IT団体連盟

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会

一般社団法人日本経済団体連合会

(2) 個人情報保護委員会事務局：

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、吉屋参事官、香月参事官

4 議事の概要

(1) ヒアリング対象者からの説明

- ①新経済連盟から、資料1に基づき主に以下の点について説明があった。
  - ・中間整理への意見は現行法の基本的な枠組みが継続されることを念頭に置いたもの。その中で個人情報の保護と利活用のバランスが重要。制度設計に当たって民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要。
  - ・規制強化につながる論点については、実務に大きな影響を与えるものなので、急いで結論を出さないでほしい。
  - ・ステークホルダーとの継続的な議論には賛成。関係省庁含めて議論する必要がある。ステークホルダーと丁寧かつ密なコミュニケーションをしていただきたい。
  - ・日本は真面目なところがあり、保護をしっかり取り組んでいるが、利活用を促進する側面が後に置かれてしまっている部分もある。利活用促進のための官民連携の枠組みの構築が必要。
  - ・中間整理の個別項目において、何を問題視し、何からどういう方法で保護するのかという基本的理念につき共通認識ができていない。個人情報、個人データ、個人関連情報といったデータはサービスに伴ってフローがあり、それのどの段階を問題視し、どう保護するのか、それをどう制度に落とし込むのか考える必要がある。
  - ・契約の履行に伴う個人情報提供や、犯罪防止目的の利活用ができるようにしてほしい。AIにおけるデータ利活用は、阻害せず適切な利活用ができるようにしてほしい。データは基本的に流通し、利活用されるものであると

いう前提の下にどう考えるかという視点が必要。

- ・プロファイリングも具体的に何が問題かしっかり考えるべき。PETs（プライバシー強化技術）についても、利活用のためにどう使えるのか考えたほうがいい。データポータビリティも他国の状況を見ると検討の必要がある。
- ・（参考4<sup>1</sup>）ステークホルダーが持つ様々な疑問や、共通認識が醸成されていないと感じる。例えばデータは基本的には利活用、流通されるものということが前提。ただし、個人の権利利益を侵害してはいけない。また、プライバシーの問題もあるため、どのようにやつたらいいか検討する必要がある。データ政策という一番上の位置付けをどう考えるかという大きな話が必要。
- ・データ戦略の中で、個人情報保護法（以下「個情法」という。）の位置付けを明確にした上で、保護すべき個人の権利利益の内容や、リスク因子が何か、どういうことが嫌がられるのかといった内容を皆で議論することと、個人の権利利益と比較考量される他の利益とは何かもう一度考えることが必要。
- ・法執行における方針も保護すべき権利利益の内容と密接に絡んでくる。法執行において重要とされる理念、何を悪と考えるのかという方針も皆で共通認識を持つ必要がある。
- ・取得から利用までどういった観点で適正性を判断するのか。事業者と執行する側、あるいは消費者側、利用者側で共通認識を持ったほうがいい。
- ・（参考4）4 「取り扱う」とは何か。プロセッサー概念を入れるかどうかという話があるが、整理が必要。
- ・（参考4）1 今のやり方の利用目的の通知・公表・同意が、個人の意識に対してどういう効果が出ているか、しっかり考える必要がある。

②日本IT団体連盟から、資料2に基づき主に以下の点について説明があつた。

- ・グローバルな規範との調和をどう図っていくのかは課題で、それを見据えたときに規範をどう変えていくのか、ロードマップを示すことが重要。近視眼的パッチワークを繰り返すのではなく、今この段階でそこを見据えた上でどんなロードマップを描くか、基本的な議論が必要。
- ・継続的な意見聴取が極めて重要。より良い制度をつくっていくための必要な時間やコストが重要。
- ・失われた30年は、経済界にとって投資を忘れた30年。産業だけでなく政

<sup>1</sup> （参考1～4）について、第310回個人情報保護委員会 資料1—1「『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点』に関するヒアリングの概要について」別添1の参考1～4を参照。

策や法制度をつくるための投資も十分に行われていなかった。

- ・地方自治体の保有する個人情報の保存先クラウドについて、現行では、住民の意見を反映する機会が保障されていない。これはデータ主権という観点から極めて重要な視点であり追加いただきたい。一方で、データ主権は、データの所有権と管理権がどの国や団体に帰属するのかというところから出発する概念。その観点から、グローバルな視点を踏まえデータ主権を確保するために個人情報をどのように捉えるのか、再整理いただきたい。その検討のプロセスと経緯、理由をきちんとしておくことが重要。
- ・(参考4)5 最初に検討すべきは、守られるべき個人の権利利益の外延。個人情報の中に包摂すべきものが何かも含め、きちんとした議論が必要。特にこの部分が拡張していくなら、それが予見できるようにしないと、産業界としては準備もできない。拡大するなら、どういうスピードでどうやっていくのか明確になっていくのがセット。
- ・端末識別記号とかCookie情報について、果たしてその整理がいつまでグローバルの中で持つか考えていく必要がある。個人情報の定義を拡大してほしいと言っているのではなく、個人情報の定義を含めどうあるべきか結論を出して、グローバルに説明可能な状態にしておくことが必要。
- ・(参考4)6 センシティブ情報に関して、現状、ガイドラインとなっているところを今後どのように位置付けていくのかを含め議論いただきたい。日本版DBSのような議論が進んでいるので、こういうものを個情法の中でどのように取り扱い、どう整理するか、検討が必要。
- ・(参考4)1 本人関与によるガバナンスが本当に適切に機能しているのか。legitimate purposeによる利用や第三者提供を加えていただきたい。契約履行によるものも含め、これらは適切なガバナンス、自律的なガバナンスを行っていくために極めて重要な要素。こういうものが加わってないと自律的なガバナンスは難しい。一方的にlegitimate purposeだというわけではなく、ここではアカウンタビリティが裏側にあり、事業者側の説明責任も当然附帯する。こうした附帯的な責任も含め、自律的な取組が一層進んでいく枠組みが必要。
- ・(参考4)1 認定個人情報保護団体の役割強化が必要。認定個人情報保護団体に一定のガイドラインを策定し、その範囲で個情法に関する解釈をさせていただきたい。例えば学術研究例外や公衆衛生例外は各領域によって考え方・るべき姿は異なってくるし、そこをそれぞれの認定個人情報保護団体が実態を踏まえた上でガイドラインを策定できるような枠組みが必要。
- ・(参考4)1③ 十分な意思決定が困難な場合もあるが、事業者側のアカウンタビリティで補完すべきものも考えられる。
- ・(参考4)1⑥ プロファイリングに関していろいろな問題があるのは認

識。プロファイリングという言葉の定義が非常に広く、そのものが問題か、プロファイリング結果を使わることが問題か整理が必要。

- ・（参考4）1⑥ 個情法はカーブアウトがない。基本的には行政機関や個人情報取扱事業者も含めて、いろいろなところで規制が同じようにかかる。プロファイリングについて、特定の目的に関して、特に行政機関はカーブアウトしていく必要があるものもあるのではないか。
- ・（参考4）1⑧ データポータビリティについてぜひ個情法の中に位置付けていただきたい。
- ・（参考4）3 第三者提供については、名簿屋の対策も含めて根本の議論が必要。現状、本当にそのビジネスは適正性を担保し社会に受け入れられるようになるか、規律や規範の在り方を検討すべき。

③日本インタラクティブ広告協会から、資料3に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・業界の自主規制動向について、業界の自主的な規律を定めるに当たっても、個人データの保護の目的、つまり個人データを処理した結果として得られた評価に基づく決定によりデータ主体の権利利益が侵害されることを防ぐ、という趣旨を踏まえながら制限を設けている。
- ・制限の在り方は概ね、①特定の種類のデータの取得制限、②利用目的の制限、③透明性と説明責任、④特定の配慮すべき保護主体の設定、⑤特定の配慮すべき広告種別の設定、の5つの類型に整理されると理解。
- ・米国ではDAA (Digital Advertising Alliance) という団体により、自主規制のための原則等が策定されている。2009年7月にオンライン行動広告の自主規制原則という基本原則が策定され、その後、技術やサービスの進展に合わせ、複数のサイト、モバイル、政治広告などについて順次ガイドラインが策定・公表された。
- ・透明性について、サードパーティやサービスプロバイダによる情報の取得については、取得するデータの種別等の内容を通知することや、表示される広告の中や周囲にアイコンなどを設置しそれらの情報にアクセス可能とするなど、消費者に対する透明性の向上に努めるとともに、業界で作成したウェブサイト等に情報を取得・利用している事業者のリストを提供するなどの取組を定めている。
- ・消費者によるコントロールの点では、サードパーティとサービスプロバイダで規律が分けられている。サードパーティは個別のコンテンツでの情報取得で、取得の際の個別の通知を求めており、サービスプロバイダは行動履歴をほぼ全て取得することができるので、その際は同意の取得を求めており、異なる規律となっている。これは取得する情報の範囲や消費者の合理的な認識やコントローラビリティを鑑みて、より広範にわ

たる場合は同意を要件とするという趣旨と理解。

- ・取得するデータや利用目的の変更、センシティブデータの取得・利用について、同意を求めている。
- ・DAAがオプトアウトのためのウェブサイトを作成・運営している。広告にあるアイコンを押して配信者のページに行くと、通常はそこにリンクが貼ってあり、簡単にオプトアウトサイトに到達することができる。日本でも、JIAAが類似の取組を行っている。
- ・米国の法規制については、オンライン行動広告の自主規制原則が作成公表された2009年7月の前、2009年2月にFTCからオンライン行動広告の自主規制に関するレポートが、様々なステークホルダーとの議論やパブコメを経て出されており、それを踏まえた上での原則の策定となっている。
- ・欧州においては、EDAA (European Interactive Digital Advertising Alliance) が、米国のDAAと同様に自主規制のための原則を策定。欧州の場合はGDPR等のプライバシーに関する法制度があり、自主規制もそれらを前提としたもので、米国に比してややコンパクト。
- ・サードパーティによる通知については、データを取得するウェブサイト上、そして個別に表示された広告の中や周囲において通知を提供することとなっている。
- ・利用者への選択の提供について、個別のサイトは通知をして、選択の仕組みを提供するとなっており、特定の端末から、全てないしほぼ全てのデータを取得する場合には、同意を取ることを求めている。
- ・Sensitive segmentationにおいては、12歳以下の子供のほか、機微な情報については、当時の一般データ保護規則、今でいうGDPRの第9条第1項を直接引用し、特に事前の同意を取ることを定めている。
- ・EDAAも消費者による選択のためのウェブサイトを作成・運用している。
- ・1点注意が必要な点は、これら現行の消費者の選択のためのウェブサイトはサードパーティCookieの利用を前提とした仕組みで、仮にサードパーティCookieの利用がなくなった場合は、また異なる通知と選択の仕組みを考案する必要が出てくる。
- ・これらの例から受ける印象は、欧米ともに法令に定めてあるのか、業界の自主基準なのか等々の構成は異なるが、結果として出来上がっている規律は似たプラクティスとなっている。
- ・欧州ではGDPRが個人データ保護の基本法として定められている。インターネット広告の視点で言えば、パーソナライズされた広告のための個人データの利用がGDPR第6条第1項(f)にいう正当な利益(legitimate interests)として認められるのが一つの関心事。これについては、最近幾つかの判例において、パーソナライズされた広告がGDPRの前文やePrivacy指令に記載のあるダイレクトマーケティングに含まれること、

また、商業的利益も正当な利益として認められ得ることなどが示され、結果としてパーソナライズされた広告のための個人データの利用も正当な利益となり得る旨が確認をされていると認識。

- ・その運用においては、パーソナライズされた広告のための利用に際しても、①正当な利益に該当するか、②その正当な利益の追求のために個人データの処理が必要か、③その処理による基本的人権をはじめとするデータ主体の権利利益の侵害の程度が、当該正当な利益を上回らないか、という判断を、利用目的に照らした際のデータのクオリティ、品質、関連性、十分性も勘案しながら行うと理解。
- ・eプライバシー指令は、条文を読むと当初は柔軟な運用を見据えていたような書きぶり。一方で、特にGDPRの成立以降、より厳格に同意を求める動きが各国当局より出されている。この動きに対しては、欧州の業界団体から、プライバシー保護の重要性を前提とした上で、例えばサイズを含めてディスプレイに合わせた適切な広告表示やユーザー所在国の個別の法令の遵守、インプレッションの測定やメディア別の配信回数の制御、広告詐欺の検知と防止など、パーソナライズされていない広告においても必要不可欠な情報の取得にも同意が必要となるため、サービスの提供に支障を来す可能性があるとして、懸念が表明されている。
- ・現在検討中のものとしてeプライバシー規則案やCookie誓約書案がある。eプライバシー規則案は、先ほどeプライバシー指令に関して申し上げた点も含め、同様に懸念が表明されており、2017年の提案依頼成立していない状況。これら欧州の規制当局の動向については、当協会としても成り行きを注視。

④日本経済団体連合会から、資料4に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・Society 5.0 for SDGsの実現には、個人の信頼を前提としつつ、個人データの利活用・連携が不可欠。デジタル社会における個人の権利利益の保護と利活用に関する俯瞰的な議論が重要。
- ・今般、デジタル行財政改革会議等において開始された、わが国デジタル社会の在り方を見据えた全体的な議論も踏まえ、個人情報保護法制に関する個別の課題を全体最適の観点から検討すべき。
- ・個別の課題を検討する際には、デジタル技術の深化によって起こり得るビジネスモデルの変化や生活者の価値観の多様化を念頭に置くことが必要。データ保護に当たって起こり得る広範な事態を想定し、その対策を事前に法令で定めるという考え方には限界があるのではないか。
- ・「個情法が守るべき法益は何か」、「個人の権利利益とは何か」等見定め、その判断基準に基づき様々なステークホルダーが認識を共有した上で、

法制度の在り方を模索していくべき。

- ・3年ごとという年限にとらわれることなく、丁寧かつ継続的な議論をマルチステークホルダーで行うことを要望。
- ・（参考4）2 個人の権利利益の保護とデータ利活用を実効的に両立する観点から、同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合、もしくは本人に対する権利利益の侵害が少ない場合等につき、本人同意によらない第三者提供や利活用の在り方を検討すべき。
- ・健康・医療データの有用性に鑑みれば、その利活用推進は喫緊の課題。
- ・公衆衛生向上のための例外規定はあれど、様々な制約により、製薬企業等の現場では「例外規定を踏まえた活用はほぼ不可能」との声も上がっているのが現状。例外規定での活用が進んでいない実態も踏まえ、新たな目線で利活用に向けた検討が進むことを期待。
- ・仮名加工情報の利用は、原則として内部利用目的に限定。仮名加工情報を薬事申請のために当局へ第三者提供できないなど、医薬品の研究開発等における利用に対する制約が存在。このような事業者の声をはじめ、我が国のデータ利活用が他国と比して進んでいない原因をファクトベースで分析することが重要。
- ・EUでは、EHDS (European Health Data Space) 等により、ヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備も進展。こうした諸外国の動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利活用者への監督等により、個人情報を保護する制度の在り方も検討すべき。さらに防災や教育、物流等、健康・医療分野以外の様々な領域におけるデータ連携についても、同様の考え方で検討すべき。
- ・秘密計算などのPETsは日々進化。個人の権利利益の保護という観点から、利活用の鍵を握るテクノロジーの社会実装の促進に向けた運用体制や基準、法制度の在り方に関する検討を多角的に進めていただきたい。
- ・個人の権利利益の保護に資する、事業者による実効性の高い取組を踏まえ、一定の保護がなされている個人情報の第三者提供の規律の在り方についても検討すべき。
- ・本人の同意を要しないデータ利活用やAI活用等の推進に当たって、より一層のガバナンス体制の整備等、データの適正利用に向けた事業者の取組は不可欠。主体的な取組をいかにバックアップするかという視点も重要。
- ・こうした事業者の取組は、消費者の安心にも寄与。消費者の皆様に事業者の取組をご理解いただく機会を積極的に創出していきたい。視点の例にはなかったが、消費者とのコミュニケーションの在り方は、今後とも重要なテーマ。
- ・事業者の適正なデータ利活用と消費者の理解によって生まれ出される好循

環が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することを強く期待。

(2) 各ヒアリング対象者と事務局との主な質疑応答は以下のとおり。

個人情報に関する権利性について ※「参考資料1－1（参考4）1」関連  
(事務局)

○ よく論点になるのが、個人の権利利益の概念、特に個人の何をこの法律で守るべきか、という点。先ほど日本IT団体連盟からデータ主権というキーワードが提示された。正確に理解しているか自信はないが、資料上は、どこの国に所在するか、どこの団体に帰属するかという点を含め様々な使い方をする前提で主権という言葉を用いておられた。他方、個人情報保護政策において、主権という場合には、究極的には個人を主権者の一つとして位置付けることも通常排除せずに考えることとなる。その辺りは何か制約あるいは限度のある概念として制度を組み立てるべきとお考えか、それとも究極的にはあくまでも個人を権利主体と捉えて制度設計すべきだということか、コメントがあればいただきたい。

(日本IT団体連盟)

○ データ主権を持ち出した背景は、データ主権の観念的な部分をどこに求めるかということで、個人情報に対する個人、データサブジェクトの権利として、きちんと捉えておく必要がある。現状の個情法の大半は、個人情報保護委員会、つまり行政機関が、個人情報取扱事業者にこのルールを守りなさいと言っていることが主に書かれており、中止や開示を除くと、個人の直接的な権利という形では触れられていない。そのままで本当にいいかどうかを含め、ここで見直しておく必要がある。

(事務局)

○ （参考4）の冒頭で、個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みに係るセクションを設けている趣旨を補足したい。個情法は、基本理念として、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきものとして個人情報を認識している。事業者において、個人情報はそのような抽象的な意味でも適正に取り扱われる必要があるものの、規律の仕方としては、規範に照らして執行機関が是非を判断し、法執行では正することによりガバナンスを利かせることを主とするよりも、むしろその個人情報に係る本人が、ある程度納得している場合には良いという前提に立っている。本人と事業者との掛け合いの中で個人情報の適正な取扱いが実現されていくというイメージを持ちながら、開示請求とか利用停止といった個人のアクションを通じて、思いがけないイリーガルな取扱いが制御されていく、そういう機能を果たすものとして個人を位置付けている。そういうある意味大胆な整理を前提に書いたもの。今の話を

踏まえると、可能なら、いわゆる自己情報コントロール権的な意味での個人の権利は可能な限り法律上位置付けるべきであるという話のように聞こえた。そのように理解してよいかどうかについてもお聞きしたいが、仮にそうだとした場合、EUも人格的な権利といえども、公益でなくともある種の常識的な事業活動の利益とのバランステストに付し得るという意味で、人格的な権利として徹底していない気がする。厳格に考えると、人格性、要するに個人がデータのありようについて権利があるとする場合に、そのような権利に制約をかける価値のある利益は、限りなく公益に收れんするような気もする。現行の個情法も公衆衛生例外その他の本人同意規律の例外事項は、あくまでも本人の同意が取れない場合に限定し、かつ、そのカテゴリーも、広く社会一般に享受される狭義の公益に限定している。そうなると、昨今議論になっているAI、あるいは本人がそれほど深刻な被害にさらされない場合に本人の関与を切斷しようという議論とは相入れないような気もするが、その点どう考えるか。

(日本IT団体連盟)

- 総論的な話からすると、自己情報コントロール権という形でもいいが、個人の権利を位置付けるときに注意しておく必要があるものとして、この国の人々の権利意識の歪みがあるのではないか。権利と言ったときに、権利者が何でも権利を自由に使うことができるという前提で考えがちだが、そもそも権利が何で付与されているかというと、社会契約説を持ち出すまでもなく、社会との分配において権利は位置付けられており、権利の中には社会のために使われるべきものという要素が入っている。よって、自ずから権利の中には限界が当然包含されている。社会全体がそれを理解する必要があるというのが前提。
- そのときに、バランスを取るものとして公益は分かりやすいが、一般的な公益だけではないはず。特に究極の個人情報たる氏名という記号が社会に果たしている役割は非常に大きい。氏名があるからこそ、その人が社会の中で存在できている。その人を識別する機能として、社会性を持って存在しているのが個人情報。個人情報の社会性を踏まえた上で議論していくないと、分かりやすい公衆衛生みたいな公益的なものだけに限りバランスが取れるという議論になりがち。そうではなく、広告も含めて、社会性を持って利用されている。その中で権利をどのように認めていくのか判別していく必要がある。

(事務局)

- 他の団体のお考えをお聞きしたい。原則として個人は自分のデータがどう使われ、どこにあるか、自分の意思に沿って使われているかということについて、できる限り個人の意思が貫かれる仕組みが望ましいという立場に立った上で、その他の要素と調整していくという考え方が一つ。も

う一つは、個人の意思を貫けるようにするということを第一理念とするのではなく、守られるべき権利利益の状況は客観的に整理でき、そこに反する取扱いであるかどうかを判断するという整理が原則であり、そのために不可欠な場合に個人に了解を取る手続を設けるにすぎないという立場。極端にいえばその二つがあろうかと思うが、どちらの世界のほうが今のデジタルデータの活用を目指す状況において望ましいと思うか。

(日本経済団体連合会)

- 経団連の要望は、何が公益かという議論ではなく、個人の権利利益の侵害が少ない場合の、本人同意によらない方法での第三者提供に関するもの。「このデータが何か」という内容の議論ではなく、「そのデータで何をしようとしているか」という利用方法の議論。例えば製薬企業の新薬開発や物流業界等が社会インフラとしての事業活動を維持することを目的としたデータ利活用は、個人の権利利益を不当に侵害するような使い方にはなり得ず、が国全体の社会活動を維持するためには、事業者の取組を透明性ある形で広範に理解していただくことが不可欠。

(新経済連盟)

- 結局は世の中としてどういうことにデータが使われているのが普通かという共通の理解をどうつくるかということと、それからはみ出す場合に、どういうやり方によって利活用できるのか、あるいはできないのかを考えなければいけない。今、普通はこういうことに使われますというレベルが事業者によっても違いつつ、消費者でももちろん違いつつな気がしており、そのレベルによってやり方が変わってくるのではないか。
- もちろん自己情報コントロール権は重要だと思うが、今、特に日本はAIの議論になると、どう使われるかが嫌とかではなくて、とにかくAIは嫌い、何となく気持ち悪いという感情的な部分が先に走ってしまうので、まずは基本的に何にデータが使われるのかをいかに共通認識として醸成していくかがポイント。その中でいろいろな段階があり、どこが嫌なのかあまり認識されていない気もしている。取得からアウトプットまでの間にデータが使われることは社会の中で普通で、どこがはみ出る部分なのか、認識をまず確認した上で、それを同意によりやるか、それともほかの方法があるか考えなければいけない。

(新経済連盟)

- この話をするといつもよく分からぬのが、個人データの権利と多くの人が言うが、個人データの権利とは何かがよく分からない。要するに因数分解が足りない。抽象的な話をし、すごく高度な議論の応酬をして満足てしまっている。それで何が生まれるのかよく分からない。議論を進めるなら、個人データについて何が守られるべきで何を求めるものか、請求権は何なのか、権利の内実が何なのか議論しなければいけない。その手前

として、まず守られるものとして何か、社会像として、極端なことを言うと個人データは一切触らせない、自分の許可なしには駄目という世界観を権利だと認めるかどうか。この分野において自然状態が何かが分からぬ。よって、権利の水準が分からぬ。その曖昧さの議論について全然かみ合わないと思っている。

(日本IT団体連盟)

- 個人データは、インターネット上で使っているものも含め、個人はそれを社会に対して供出している。自ら供出しているからこそ社会生活が成り立つというのが出発点で、その供出しているものに関してコントロールできないものも当然あり、そこまで自己情報コントロール権を及ぼすべきとは当然思っていない。社会的な制約が当然入ってくる。そこがあまり区別されていないので、自己情報コントロール権というと、何でも同意ができるみたいに勘違いされているところも結構ある。そこはきちんとそういう状態でどこから権利が発生するのかは整理したほうがいい。

#### 個人の権利利益に直接影響が及ばないケースについて ※「参考資料 1-1

##### 1（参考4）2」関連

(事務局)

- 例えば、データポータビリティの議論をする場合、そういう類いの理念的な整理が根っこで関係してくるので、あいまいにするわけにいかないものの、これが收れんしないと一步も動けないとということになると、現実の制度設計や制度の見直しの議論はできなくなってしまうのも事実。いや妥協しながらどう現実解を見つけるかを考えざるを得ない。その際に一つの課題の立て方として、データのフローに着目した場合に、どのタイミングで何が担保されないといけないかという議論の仕方がある。AIの学習に個人データを利用する場合などで、データ処理に伴うアウトプットからは個人の権利利益に直接的に影響が及ばないケースを想定した場合を考えてみたい。例えば情報を個人から取得し、それが1あるいは2以上の事業者によってデータベース化され、そのデータベースを使ってデータ処理が行われ、その処理の過程で例えば一般的・統計的な知見あるいはアウトプットとしてのAIが生まれてくるとする。そのアウトプットを使いながら、更に別途持っている個人データと掛け合わせ、特定の個人への影響を及ぼすような事業活動へと使っていくことを考えた場合に、最後の段階の個人データと掛け合わせて特定の個人に何らかの影響を及ぼすような決定なりアクションを起こす手前のアウトプットまでの段階において、一切外的にデータ処理の効果が発現されないとすると、データの取得からアウトプットまでの間に個人を関与させる必要があるか否かという論点についてどう思われるか、コメントいただけると幸い。つまり、

究極的にアウトプットが個人に関係ない場合のデータ処理は、基本的には個人との関わりをそれほど考える必要がないという立場があり得るのではないかということ。

(新経済連盟)

- 結局、今、データがどう使われているのかにもよるか。基本的には重要なのはアウトプットとその結果をどう使うかであり、例えば完全に統計利用などの場合に、その統計に私のデータを使わないでくれということを認めるかというと、認めるべきではないと思っている。それもその統計の目的とか、最終的にどうアウトプットされるのかという点による気もしており、利用目的との関係で考えるべきかもしれない。

(日本経済団体連合会)

- 事業者と消費者の相互の信頼の下、データ処理に際して個人の権利利益を侵害しない類型や考え方が共有されることが望ましい。このためにはプロセスの透明性を確保する仕組みが必要であり、制度的な手当てや自主規制も重要。統計や大規模言語モデル等の場合はさておき、大量のデータを抱えて保管したいという事業者はあまりいないのでは。事業者が欲しいのは、あくまでもデータの組合せによって創出される価値に他ならない。
- 医薬品の開発にあたって個人データを取り扱う場合でも、当該患者に直接連絡を取りたいわけではない。AIによってデータをモデル化し、社会全体で共有するという考え方もある。秘密計算等の技術を活用し、事業者が欲しい価値だけを共有する仕組みを作ることが必要。換言すれば、データが有する価値の共有を目指していくということ。そのために必要なプロセスの透明性確保や、技術的な担保に向けて何をなすべきか、という議論には大きな意義がある。

(事務局)

- 念のためだが、本設問は、あくまで議論を整理する上での便宜から設定しており、直ちにそれが実現できる施策を提案したいということを今言ったわけではないことについては御理解いただけると幸い。

(日本IT団体連盟)

- おっしゃっている考え方賛成したい。自分に影響がないものに対してコントロール権を与える必要はもともとない。データの使い方が、AIとかに使われ、それがその人自身に影響がないものに関しては、社会に還元して使ってもらうのが個人情報の正しい在り方。個人情報の定義との関連でいっても、その整理は一つの方法としてはある。

(事務局)

- 個人が望まない場合には、いかなるときでもそこからエグジットするという権利は保証すべきであるという意見も一定数ある。他方、そんなこ

とを言う個人は少ないだろうという前提だが、AIのアウトプットについて、例えばその個人が、社会正義の観点からこういったAIの使われ方は許せないから自分のデータをそのようなAIのための学習データとして提供するのは嫌だ、という議論もある。これについては、仮にそういった動機でエグジットすることを制度的に担保したところで、AIの専門家からすると、それによって社会正義は全うされない、つまりAIのアウトプットがその1データがデリートされることによって何の変わりもない。にもかかわらず、AIのガバナンス、つまり、AIによるアプロットを社会的受容限度の範囲内に収めるという目的を掲げて、個人のオプトアウトの権利を保障するという政策論はナンセンスであるという指摘もある。これも論争的ではあるが、利用目的の通知・公表その他現行制度の意義について、個人が自分のデータを提供する当然の権利としての自己情報コントロール権といったものの具現化であると整理するならば、ナンセンスと言われようとも、引き続き個人の人格尊重の観点から、個人の意向がよく反映されるような制度が必要であるということにもなる。こういった悩ましい論点があるという点は付言しておく。

(日本IT団体連盟)

- 観念的にはそういう考え方も分からなくはないが、制度は社会的コストを考えるべきで、それを準備する社会的コストは多分見合わない。僅かな人のオプトアウトを認めるため、全員に対してオプトアウトの機会を保障するという仕組みを作るのは物すごくコストがかかる。そのコストまでかけてバランスを取るべきものではない。だからこそ最初に言ったように、特に個人情報に関してはデータの社会性を最初にスタートすべき起点として観念しておくべき。

**個人データの利用類型等について ※「参考資料1－1（参考4）1①」関連**

(事務局)

- 例えば統計利用とか特定の個人の権利利益を侵害しないような類型もあるかもしれないし、コンテキストベースでこれは使われるのは当然と想定される場合もあるかもしれない。一方、想定されていない類型でちゃんと確認してもらうべきものや不適正な利用で使うべきでないものもありうるだろう。そのような利活用に関する段階分けについて共通認識があると役に立つかどうか、もし御感想あればお教えいただきたい。
- また、例えば統計利用等の場合等を含めた、事業者による情報の取扱いのガバナンス確保の問題について、自主規制や技術的措置など、どのような対応がいいかアイデアがあれば伺いたい。

(新経済連盟)

- 共通認識は何らかの形でつくったほうがいい。あまりにも今さらばらしており、理念的な話と実態とでかけ離れている。基本的には、それは普通使われるでしょうというものがあるはずで、今も利用目的とかがちゃんととしていない事業者もいるのかもしれないが、現実的には問題になつてないというところがある。逆に形式的にやり過ぎている部分もあり、そこの共通認識をつくったほうがいい。共通認識から外れるものについて特に事業者は注意しなければいけないとした方が分かりやすくなるのではないか。そこからはみ出た部分についてどうするか、結果責任なのか行為責任なのかというところもはっきりすべきだと思っており、行為がどうあれ結果に責任を持つということであれば、その結果に対して罰則という話になり、行為自体、頑張っていればいいということであれば、どの程度頑張ればよいか示した上で、はみ出る部分に対処するということになる。結果責任か行為責任かきちんと確認した上で設計する必要がある。結果責任を考えたときに、漏えいは頑張っていても出てしまうこともあり、そこは考え方が難しい。

(日本経済団体連合会)

- 統計だから問題ないという考え方ではなく、対象となるケースを明確化することが必要。例えば「カメラ画像利活用ガイドブック」のように、活用の気付きを促すホワイトリスト的なアプローチは極めて評価が高いと認識。当該ガイドブックで掲げられたケースなどは、むしろ個情法を超えて、各事業者が透明性の確保に向けた取組を自ら実践することを推奨するもの。同様に、必ずしも標準の類型に当てはまらないケースに関しても、その都度示していくアプローチが必要ではないか。事前規制の限界も踏まえ、事後的にいかに対応するかが問われる中、「カメラ画像利活用ガイドブック」のようなホワイトリスト的なアプローチが様々な分野で取り入れられるよう、個人情報保護委員会の人員や体制を充実していただきたい。

(事務局)

- 海外において官民である程度連携しながら自主的な基準をつくっている事例もあると思っており、抽象的な質問で恐縮だが、どういった分野において官民連携して一定の相場感をつくっていくニーズが高まっていると思われるか。

(新経済連盟)

- 一つは、ECの決済における不正利用対策としての個人データの活用は喫緊の課題。対警察という観点でも、事業者間での相互利用も含めて、今は完全に諦めている状態というか、それぞれの会社でやっているので、そこをどう利活用を進めていくかというのは重要。

(日本経済団体連合会)

- 中間整理等で掲げられた論点に関して、規制の在り方の検討と利活用事例の創出は並行して進めるべき。例えば、顔識別機能付きカメラシステムの利用に関して、ある程度特定の事案に対応した資料を個人情報保護委員会が公表しているが、原則的にチェックすべき事項を列挙した包括的な内容と思う。これにとどまることなく、事業者から持ち込まれたケースについて、対応の道筋を具体的に示すことにも取り組んでいただきたい。生体データそのものではなく、いかに利活用するかが問題となる場合も多々あるため、同時並行で取組を進めることが重要。こども家庭庁のガイドライン等もあるが、子供を保護しようとする行為が、実際には子供の権利を剥奪することになりかねない場合もある。インターネット等、外部コミュニティとつながることで子供が成長するという側面をどう考えるか、多面的な検討が必要。この点、具体的な利活用ニーズのバリエーションやターゲットとしているケースが狭いのではないか。中間整理に示された事項に関しては、以上お示ししたような取組も必要である旨、申し上げたい。

#### 本人の権利利益侵害の考え方について ※「参考資料1－1（参考4）2」

##### 関連

(事務局)

- 本人の権利利益の侵害の有無で捉えてはどうかという議論に関連して、その場合の本人をどう考えるか。個人にダイレクトに接触があれば本人の権利利益の侵害があるということだと思うが、例えば東京都ぐらいのレベルで見て、東京都の方はこういう傾向があるので、こういう取扱いをします、それ以外の地域の方々はまた違うことにしますといったときに、東京都に住んでいる本人は、権利利益の影響を受ける本人になるのか。東京都だと1,000万人もおり、かなり大きな数字だが、集団で見たとき、100人の集団だったらどうか、10人の集団だったらどうか。そう考えたとき、どういう単位であれば本人の権利利益に対して影響を与えたと考えることができるか。もしお答えいただけるようであればコメントいただけると幸い。

(日本IT団体連盟)

- 基本的には権利概念自体は個人にしか結び付いていない。集団なりグループなりに結び付くものは、特別何か法律的に担保しない限り、あまり考えられない。個情法も個人に結び付いているもの。

(事務局)

- 最終的な権利の帰属は個人だと思うが、例えばいろいろな分析をする過程でカテゴライズをして取り扱うことにしたとき、あるカテゴリーにいた人が違うカテゴリーの人と違う取扱いになるということが、個人の

権利利益の侵害になると捉えることができるかということ。カテゴリーの捉え方が大きければ、周りにも同様の方々がいるから、ということになると思うが、その対象が小さくなるにつれ、このグループの方だけ取扱いが違うことになるとえたときにどうか、というのが問題意識。

(日本IT団体連盟)

- それは法律的な話ではなく、社会的な評価がどのように捉えられるかという問題かと思う。

(日本経済団体連合会)

- 大変重要な御指摘。法の適用範囲もあるが、自社のサービスを提供する対象を絞り込んで、エリアマーケティング戦略を策定・実行することはビジネスモデルの原則。例えば、購入動機等の正のファクターの分析に対し、事業者は相当の予算を費やして調査し、併せて、個人の権利利益の侵害について、当該エリアの人々がどう感じるか同時並行で調査すれば、必然的に絞り込まれるのではないか。例えば自治体が実施する特定の住民サービスであれば当該エリアの問題であるが、能登半島地震のように、必ずしもエリアだけの問題ではない場合もある。帰省した人はもとより、観光地であれば外国人を含む観光客も対象になるなど、そのエリアだけの問題ではないケースも検討することが重要。こうした調査には費用もかかるが、正のマーケティングと何ら変わらないアプローチで取り組むべき。個人情報保護委員会に課題認識を持っていただけるのは、事業者側から見て新鮮なこと。

#### 正当な利益と事業者の説明責任等について ※「参考資料 1-1 (参考4)

##### 1⑤」関連

(事務局)

- 昨年度のいわゆる3年ごと見直しに関するヒアリングの中では、第三者提供時の同意に関する規律が厳しい、または、その例外規定として正当な利益を追加すべきではないか、という御指摘が多かった。ただし、その中で、提供を受けた側のガバナンスについては十分に議論がなされなかった。本日の議論では、正当な利益という場合には、説明責任が当然ながらついてくるという指摘もあった。もし正当な利益で説明責任を求めるのだとすると、利用目的を公表すればいいわけではなく、これはなぜ必要かということもしっかり説明した上で、そのリスクも説明するというプロセスに徐々に入っていくことになる。それはそういう世界觀をお持ちなのか。それとも今の個別法のように、データを取得した者が提供先との根拠についての責任を負い、提供するか否かの判断をその者が行った上で、提供した後はそのデータの取扱いに関して義務等は負わない、かつ、受け取った者にとっては利用目的等について特段の規律はないというメ

カニズムをイメージされているのか。その部分について、可能な範囲でお考えをお伺いできればありがたい。

(新経済連盟)

- 基本的には利用目的やガバナンスは前提としてある上でのフローだと思っている。あとは知りませんというやり方ではないだろう。

(日本IT団体連盟)

- 基本的にあとは知りませんというのはあり得ない。でも、基本的に自分たちがやっているガバナンスについては、ガバナンスの体制を説明する責任も裏にはあり、そこはきちんとする必要はある。利用目的のところも第三者提供も、渡して後は知りませんというのは、個人情報を取り扱っている事業者に期待されているものとは全然違う。社会的な期待もある程度踏まえて、企業側としては対応を考えていくことになるだろう。*legitimate purpose*のところも先ほど言ったが、主張するのであれば説明責任がついてくると思っている。ちょっと外れるが、懸念しているのは、個人情報取扱事業者の話で、ここは全然追いつけていない自治体と行政機関があり、彼らの定めている利用目的は不十分。それが世の中にたくさん広まっており、その差分は何とか埋めていただきたい。

(日本経済団体連合会)

- 新経連、IT連と全く同じスタンス。利用目的の明示が形式的なものにとどまれば負の循環を招く。利用目的をどのように示すのが適切か、消費者がリスクを想定できるようにするにはどうすべきか、といった創意工夫や消費者目線のカルチャーが重要。こうした取組を主体的に実施している企業が評価されるインセンティブ設計が必要。例えば秘密計算等を活用し、内部の人間でさえデータの中身を閲覧できないようにする等の技術的な措置を講じている事業者が評価される法的なインセンティブを講じるとともに、企業価値の向上につながる制度を設計すべき。

(事務局)

- *legitimate interest*の取扱いは、事業者の自己責任でアカウンタブルに律してもらうことはもとより期待できないので、だからこそ個人の関与が必須であるという意見もあることは付言する。また、欧州の場合にはある種、反対派からのチャレンジを受け、最終的に司法判断をするという積み重ねで具体化するという、抽象的に決めた上で徐々に充実させていくアプローチが許容される社会。日本においても、仮にそういったことをすると、それが妥当かどうかという判断がどこかでされないといけないということとセットだと思うので、そのプロセスが付随するのではないかと私自身は見ている。

- 実のところ、直面している問題としてはAIの話がある。普通のデータ処理であれば、要配慮個人情報を使う場合に、その処理の結果が確率論と

してそれを用いた差別的なアウトプットにつながることを懸念しながら、特別な取扱いをしているということになる。AIになると、必ずしもその関係性が担保されず、普通のデータを処理した結果、アウトプットのありようからすると特定の地域の特定の人は特定の差別を受ける知見が、一般的な知見の形で表出されるということはないわけではない。そうするとこれは個情法の範疇というよりも、そのアウトプットのありようそのものをダイレクトに規制するという政策を想定せざるを得なくなる可能性があるという点を、我々むしろインプット側を見ている立場からすると懸念しているという点を付言する。

以上